

平成23年度 開成町の 健全化判断比率及び資金不足比率の概要

問 財務課 ☎84-0322

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、地方自治体が財政の健全性を判断するための指標（健全化判断比率）と、公営企業会計ごとに経営状況を明らかにする指標（資金不足比率）について平成 23 年度決算における状況をお知らせします。

平成23年度決算に基づく開成町における健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率

【表 1】 平成23年度決算に基づく健全化判断比率 【単位：％】

	開成町の比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率 ※1	—	15.0	20.0
連結実質赤字比率 ※2	—	20.0	40.0
実質公債費比率 ※3	10.9 (平成22年度 11.2%)	25.0	35.0
将来負担比率 ※4	104.7 (平成22年度 109.3%)	350.0	

備考 実質赤字額または連結実質赤字額がない場合は「—」で表示

【表 2】 平成23年度決算に基づく公営企業の資金不足比率 【単位：％】

特別会計の名称	開成町の比率	経営健全化基準
開成町下水道事業特別会計	—	20.0
開成町水道事業会計	—	

備考 資金不足比率が算定されない場合は「—」で表示

比率の説明

- ※ 1 実質赤字比率
一般会計等（開成町の場合は、給食事業特別会計含む）の実質的な赤字の標準財政規模に対する比率
- ※ 2 連結実質赤字比率
全会計を合算し全体としての実質的な赤字の標準財政規模に対する比率
- ※ 3 実質公債費比率
一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率
- ※ 4 将来負担比率
一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

基準の説明

健全化判断比率の各指標が早期健全化基準、財政再生基準以上になった場合や資金不足比率が経営健全化基準以上になった場合は、町に対して次のような内容が義務付けられ、行政運営が制限されます。

早期健全化基準以上になると
財政健全化計画の策定（議会の議決）、外部監査の請求が義務付けられます。

財政再生基準以上になると
財政再生計画の策定・公表が義務付けられ、計画に対する国の同意手続きが必要となり、地方債の発行も制限されます。

経営健全化基準以上となると
経営健全化計画を公営企業ごとに策定しなければなりません。

～開成町の状況～

平成23年度決算における開成町の各指標は、すべての指標（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、資金不足比率）において【表 1】と【表 2】からわかるように早期健全化基準及び経営健全化基準を十分にクリアしています。平成24年度以降も各指標の比率を維持しながら財政運営をしていく必要があります。

11月は不法投棄撲滅強化月間です



問 環境防災課 ☎84-0314

町では町民、事業者及び神奈川県が一体となって、「不法投棄・散乱ごみ総合対策事業」を推進し、様々な不法投棄対策を実施しています。

毎年11月を「不法投棄撲滅強化月間」として、不法投棄物の撤去や不法投棄監視パトロールなどの事業を重点に取り組んでいます。

神奈川県や開成町の不法投棄の現状

神奈川県における廃棄物の不法投棄の現状について、近年産業廃棄物の大規模な不法投棄事案は発生していないものの、引越しごみなどの一般廃棄物系の小規模な不法投棄は、後を絶たない状況にあります。

開成町の不法投棄対策

開成町における不法投棄は平成23年度では68箇所で総重量は491kgありました。開成町の特徴は各地区のごみステーションへの不法投棄が非常に多く、家電や家具、分別されていないごみや出す日が守られていないごみが多く見られています。町民カレンダーに掲載されている分別、出し方、時間が守られていれば問題にならないケースが多くあります。

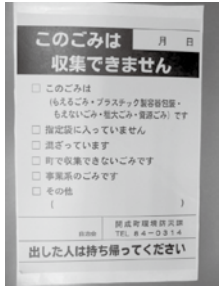
町では各自治会の推薦により選出された環境美化推進協議会委員などの協力により、日々、不法投棄撲滅に取り組んでいます。

① 環境美化推進協議会委員による地域のパトロールを実施し、行政と情報を共有しています。

② 不法投棄を発見したら、環境美化推進協議会委員や収集委託業者、町が排出した者へ回収を促す啓発シールを貼り付けます。

③ 不法投棄禁止啓発看板を設置しています。

④ 防犯カメラ・センサーライトの設置をしています。



このシールが貼られたごみは収集しません。

収集できないごみには啓発シールを貼り付けた後、一週間程度様子を見て、廃棄者への自主回収を促しています。その後は自治会内で分別していただいています。また、自治会内での分別が困難な廃棄物は町で回収をしています。不法投棄物を処理するために多くの人の手間と時間、また、処理費用もかかっています。

不法投棄ができない環境づくり



平成21年7月に施行した「開成町きれいなまちをつくる条例」でも土地の所有者へ不法投棄されないよう土地の適正な管理をお願いしています。不法投棄された廃棄物の処理は、土地所有者（管理者）が行うことになります。不法投棄を未然に防ぐよう自己の所有地の十分な管理をお願いします。

不法投棄は非常に重い犯罪です

ごみステーションはもちろん、山林、河川、道路、公園、民有地などにみだりに廃棄物

を捨てることは、法律で禁止されています。不法投棄は犯罪であり、5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金またはその両方が科せられます。



守ろう！ごみ出しルール

- ① 決められた種類ごとに分別してください。
- ② 決められた日に出してください。
- ③ 分別を徹底してください。

ごみを出す前にもう一度、町民カレンダーで確認してください。出し方が分からない場合には、環境防災課へお問い合わせください。